

泉大監第42号
平成15年6月12日

請求人

泉大津市監査委員
吉田重義
松本仁


勧告に基づき泉大津市長が講じた措置について（通知）

平成15年5月26日付け泉大津市監査委員の勧告に基づき泉大津市長が講じた措置について、平成15年6月5日付けで通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により通知します。

1 効告の要旨

市立病院における寝具類の賃貸業務契約について、平成12年度、13年度において契約金額から3%値引きをさせて支払いをし、平成14年度においては契約金額から12%（平成9年度、10年度、11年度及び14年度の分）値引きをさせて支払うなどの努力は評価できるものの損害賠償請求権を行使しているとまでは認められないので、本件寝具類の賃貸業務契約のうち、公正取引委員会が談合行為の存在を認定した部分について損害額を算定し、平成15年8月29日までに損害賠償請求権を行使すること。

2 損害賠償請求権行使の内容

① 損害賠償請求対象年度

損害賠償請求対象年度は、平成9年度、10年度、11年度及び12年度の4年間とした。

② 損害賠償請求対象額

損害賠償請求対象額は、①の年度ごとに寝具類に対し市立病院が支払った決算額とした。

③ 損害賠償請求額

平成14年度に市立病院が行った12%の減額を考慮し、小山株式会社に対し更に平成9年度、10年度、11年度及び12年度の支払額の5%相当額とその利息1.5%を加した額、7,146,032円を平成15年6月2日付けで請求した。

3 再発防止策

再発防止策として、競争見積りの一層の徹底を図ること、また契約書にあらかじめ違約金条項を設け、談合行為等の不正行為があったときは違約金を徴収するなど、委託及び賃貸業務契約の一層の適正な運営に努める。